

製造販売後調査の受託に伴う経費の算定基準

市立函館病院 製造販売後調査受託取扱要綱において、製造販売後調査の受託に伴う経費については以下のとおりとする。

受託経費＝（調査票作成経費＋間接経費）× 提出調査票数 ＋事務管理経費

受託経費に消費税および地方消費税の合計額を加えて請求する。

1. 調査票作成経費

調査票作成経費の1調査票当たりの単価は、次のとおりとする。

(1) 製造販売後調査

1) 一般使用成績調査 20,000円

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、甲乙協議のうえ、当該各号に定める額とすることができるものとする。

- ① 全症例を調査することが求められている場合 30,000円
- ② 通常より調査の難易度が低い場合 10,000円

2) 特定使用成績調査 30,000円

ただし、当該報告書の作成に要する時間または調査の難易度などが、通常の調査内容と異なる場合には、甲乙協議のうえ、定める額とすることができるものとする。

3) 使用成績比較調査 20,000円

ただし、当該報告書の作成に要する時間または調査の難易度などが、通常の調査内容と異なる場合には、甲乙協議のうえ、定める額とすることができるものとする。

(2) 副作用・感染症報告 20,000円

2. 間接経費

間接経費は技術料・機械損料等として、調査票作成経費に30%を乗じた額とする。

3. 事務管理経費

(1) 事務管理経費は「直接経費」および「審査料」からなる。

- 1) 直接経費は、契約および経費精算等に係る事務処理に必要な経費として5,000円とする。
- 2) 審査料は、委員会審査に係る経費として5,000円とする。

(2) 事務管理経費は、以下のとおり算出するものとする。

- 1) 契約締結年の年度末：直接経費5,000円、審査料5,000円
- 2) 翌年以降の年度末：直接経費5,000円、審査料5,000円

ただし、審査料は、審査を要する変更申請があった場合に算出するものとする。

4. 消費税

消費税法第28条第1項および第29条ならびに地方税法第72条の82および第72条の83の規定に基づいて算出した額。端数が生じた場合は、函館市立病院条例第2条第3項に基づき、その端数が5円未満のときはこれを切り捨て、5円以上のときはこれを10円とする。

令和5年4月1日より適用する。

令和6年5月1日より適用する。